

**【新設】（主たる事業でない場合の適用）**

42 の 12 の 4-6 法人の営む事業が措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項に規定する事業の用に  
係る事業（以下「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該法人が主たる事業と  
してその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

**【解説】**

- 1 本制度では、法人が対象となる特定経営力向上設備等を適用期間内に指定事業の用に供すれば、特別償却又は法人税額の特別控除の適用ができることとされており、その指定事業が法人の主たる事業であるかどうかは問われてはいない。本通達は、このことを留意的に明らかにしたものである。
- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 5-6）を定めている。